

低所得世帯に対する 水道料金・下水道使用料軽減申請の お知らせ

適用要件

下記①～④の条件を満たす以下の方が対象です。

- ◎満65歳以上の高齢者世帯および母子世帯等
- ◎世帯主が重度身体・心身・精神障がい者である世帯

- ①水道料金・下水道使用料に滞納がない
- ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
- ③当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
- ④世帯の収入額が限度額以内である。

※平成27年度の申請より、対象世帯の種別は母子世帯に加え、父子世帯も対象になりますのでご確認ください。

【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 88万円
- ・65歳夫婦世帯 // 130万円

【注意】

※収入には、税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍を超える預貯金、仕送り等も収入に含め計算されます。
※適用例以外については、お問い合わせください。

左表に掲げる適用要件に該当する低所得世帯で、町長に申請があったものを対象とし、平成27年7月分(8月納付)の料金から基本料金の2分の1の額について軽減します。

【申請受付開始時期】
7月9日(木)～

【申請方法】
印鑑・年金支払通知書・給与証明書等・預貯金通帳(前年の1月から現在までの収入状況および履歴が判るものすべて)・障がい理由とする申請の場合は障害者手帳等をご持参のうえ、下

記窓口へ申請してください。

【申請窓口】

環境水道課業務係、落部支所、熊石総合支所地域振興課上下水道係

【決定方法】

申請書受理後、内容を審査のうえ承認・不承認通知書により、本人へ通知します。

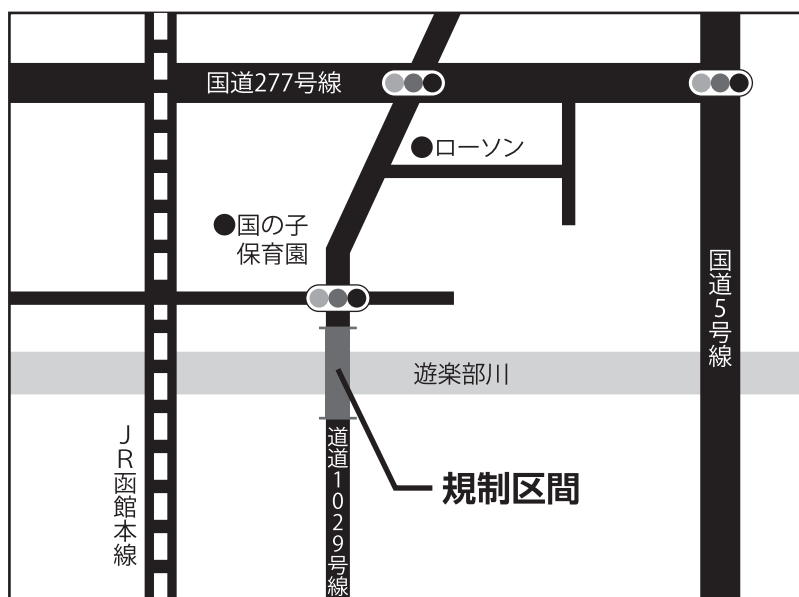
【軽減開始時期】

軽減の申請があった日の属する月の翌月納付分から軽減されます。

【問い合わせ先】

環境水道課業務係

遊楽部橋補修工事により片側交互通行を実施



北海道の道路事業により、道道花浦内浦線に架かる遊楽部橋の補修工事を実施し、工事期間中の交通規制を行います。

周辺および通行する方々には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【規制方法】 作業時片側交互通行

【工事期間】 6月下旬～10月31日

【問い合わせ先】 渡島総合振興局

函館建設管理部 八雲出張所
☎0137-63-3153